

経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号の認定について

手続きについて

- ① 市ウェブページから書式をダウンロードし、申請書・補助資料を作成して下さい。
- ② 必要書類を揃えて、商工観光課へ提出して下さい。
申請は金融機関による代理申請も可能です。その場合は委任状が必要です。
申請は電話による事前予約制です。（下記問合せ先参照）
予約なく来庁された場合、当日の予約状況等により、対応できない場合があります。
- ③ 認定書を申請の翌業務日以降に原則として郵送で交付いたします。
- ④ 認定書の申込期間内（市の認定日から30日以内）に、金融機関又は信用保証協会に対して保証申込をして下さい。
- ⑤ 法人の認定申請は、本社登記及び事業所が八千代市内にあることが条件となります。
- ⑥ 個人の認定申請は、主たる事業所が八千代市内にあることが条件となります。

認定要件

セーフティネット保証1号の指定事業者に対し、以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ①認定要件（イ）
指定事業者に対し、50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- ②認定要件（ロ）
指定事業者に対し、50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有し、申請者の全取引規模のうち、指定事業者に対しての取引規模が、直近1年間（※2）で20%以上であること。

《提出書類》

※書類の「%表示」は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記すること。
四捨五入によって認定要件に必要な融資構成率、減少率を満たすことは不可。

提出書類		備考・注意事項	✓欄
【法人・個人共通】	①1号認定申請書	円単位で表記のこと。	
	②指定事業者に対する、回収困難な債権を証明する資料	手形、請求書、契約書等の写し ※認定要件（イ）によって申請する場合のみ必要	
	③指定事業者に対しての売上高が、全体売上高の20%以上あることを証明する資料	全売上高と、指定事業者に対する売上高が確認できる資料（試算表、売上台帳等）の写し ※認定要件（ロ）によって申請する場合のみ必要	
	④確定申告書（直近1期分）【写し】	【個人】青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告） 【法人】決算書及び法人事業概況説明書を併せて添付すること。	
	⑤委任状（任意様式）	代理人（金融機関等）が認定申請手続きを行う場合は添付すること。	
【法人】【個人】	①商業登記簿履歴事項全部証明書	インターネット取得のものでも可。	
	②開業届または許認可の写し		

※1 指定事業者…中小企業庁のホームページで確認する事が出来ます。

※2 直近1年間…申請月の前々月を含む1年間

問合せ先：八千代市商工観光課（TEL047-421-6761）